



介護保険料 の使い道を紹介します

● 介護保険のしくみ

介護保険制度は、40歳以上の皆さんの保険料と公費により市町村などが運営し、介護が必要となったときにサービスを利用できるしくみです。

介護保険制度が導入された背景には、高齢者の増加、介護期間の長期化、介護に対するサービス要望の増大などのほか、介護が必要な高齢者を支える家族の構成や状況の変化があります。

● 介護保険の財源

介護保険の財源のうち、半分は国、道、市が負担し、残りの半分は40歳～64歳の方（第2号被保険者）と65歳以上の方（第1号被保険者）が負担する保険料で構成されています。

第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の算定方法により決まり、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

第1号被保険者の保険料は所得などに応じて決まり、原則として年金からの差し引きにより納めていただきます（65歳になった翌月に納入通知書を送付します）。

江別市の平成26年度
介護保険料収入

65歳以上	15億9,232万円
40～64歳	23億3,042万円
合計	39億2,274万円

● 介護サービスの利用状況

さまざまな介護サービスの保険給付費は年々増加しています。介護保険制度が定着したことによる介護サービス利用者数・利用量の増加や、介護に従事する人の待遇改善などにより、平成26年度は79億9,600万円と、平成25年度の76億円に比べて

3億9,600万円の増額となつています。

平成26年度の介護サービス利用状況は前年度と同様、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス費が保険給付費全体の約4割。次いでホームヘルパーやデイサービスなどの居宅介護サービス費、グループホームなどの地域密着型介護サービス費の割合が大きくなっています。

● 要介護認定を受けていなくても

介護保険料の主な使い道は介護給付費ですが、この他に要介護認定を受けていない高齢者に対する事業にも使われています。介護が必要な状態にならずに自立した日常生活を営めるよう支援する介護予防事業や、介護に限らず虐待・消費者被害の防止などの相談窓口として高齢者を総合的に支える地域包括支援センターの運営、認知症対策の推進、高齢者の給食サービスといったさまざまな高齢者支援などを行う地域支援事業も介護保険料を財源としています。

【詳細】介護保険課

☎ 381・1067

平成26年度 介護保険の主なサービス

サービス項目	サービス内容	平成26年度決算	
		介護	介護予防
施設介護サービス費	特養、老健などの施設サービス費	29億1,843万円	
居宅介護サービス費	ホームヘルパー、デイサービスなどの居宅介護サービス費	24億5,015万円	5億6,981万円
地域密着型介護サービス費	グループホームなどの地域に密着したサービス費	10億8,227万円	564万円
特定入所者介護サービス費	低所得者の施設入所などにおける食費・居住費の助成費	3億5,835万円	60万円
居宅介護サービス計画費	ケアマネジャーへの報酬などの経費	2億8,652万円	6,361万円
住宅改修費	手すり設置などの住宅改修費	2,067万円	2,378万円
福祉用具購入費	ポータブルトイレなどの福祉用具の購入費	757万円	590万円
高額介護サービス費	自己負担額が上限額を超えた場合の助成費		1億6,830万円
高額医療合算介護サービス費	医療と介護の両方を利用し、合算した自己負担額が一定額を超えた場合の助成費		2,636万円

介護予防事業などの地域支援事業をご紹介します

・地域包括支援センターの運営

市内4か所に設置された高齢者を地域で支えていくための施設です。ケアプラン作成や介護予防事業、総合相談支援などを行っています。

・元気の達人養成講座 ※詳細・申込みは21ページへ

65歳以上で要支援・要介護認定をお持ちでない方が健康寿命を延ばすヒントを学べる講座です。転倒防止、認知症予防などの講座だけでなく、体操で体を動かします。

・市内各地での介護予防出前講話

高齢者を含む団体を対象に介護予防に関する講話を開催しています。ご要望に応じて、訪問して講話します。

・高齢者向け徘徊位置検索サービス（自己負担あり）

認知症などにより、外出先から帰れないことのある高齢者を自宅で介護をしている方を対象に、「GPS端末」を貸し出し、高齢者の位置を検索してもらうサービスです。

・認知症高齢者家族やすらぎ支援（自己負担あり）

ご家族の方が留守にするときや介護疲れで休息が必要などときなど、支援員が伺い、高齢者の方の話し相手になりながら見守りを行うサービスです。

・在宅高齢者への給食サービス（自己負担あり）

おおむね65歳以上の世帯などで、病気や障がいなどのために買い物や調理ができない方に夕食を配食します。

詳細は介護保険課 ☎ 381-1067 へお問い合わせください。

始まりました！

国民年金保険料

5年の後納制度

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、今年10月1日より3年間限りの特例として開始されました。老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。また、制度の利用には申し込みが必要です。

〔詳細〕国民年金保険料専用ダイヤル

☎ 0570-011-050

新さっぽろ年金事務所

☎ 892-9316

20歳以上、60歳未満の方は国民年金へのご加入が必要です。会社員（公務員などを含む）の方が退職したときは、厚生年金から国民年金への変更手続きを、厚生年金の資格喪失日から14日以内に行ってください。退職した方に扶養されている配偶者の方も、同じく国民年金への変更手続きが必要です。

国民年金保険料の納付が遅れたり、保険料未納の期間があると、将来の年金受給の際に不利になりますので、速やかに手続きください。

保険料は、前納や口座振替による割引がありますので、ぜひご利用ください。

国民年金の手続きはお済みですか？

保険料を支払えないときは

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請手続きにより保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

①全額免除・一部免除申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得（1～6月分までの保険料は前々年所得）が一定額以下の場合（左下表参照）は、申請により保険料の全額または一部が免除になります。

②納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1～6月分までの保険料は前々年所得）が一定額以下の場合（左下表

今年度の国民年金保険料は1か月
1万5,590円です。



参照）は、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で前年所得（1月分から3月分までの保険料は前々年所得）が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。申請の際は、学生証（在学証明書も可）をお持ちください。

いずれも申請時点の2年1か月前の分まで申請できます。

失業により申請を行う際は、雇用保険被保険者離職票など失業を証明する書類が必要になる場合があります。

〔詳細〕国保年金課国保給付・年金担当 ☎ 381・1028

新さっぽろ年金事務所 ☎ 892・9316

世帯構成別所得額のめやす

世帯構成	全額免除・納付猶予該当
単身世帯	57万円 (122万円)
夫婦2人世帯	92万円 (157万円)
夫婦と2子の4人世帯	162万円 (257万円)

・夫婦は一方が他方を扶養する場合
・（ ）内は給与所得者の年収ベース